

令和4年2月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥取県議会

目 次

陳 情 の 部

| | | |
|----------------|-------|----|
| 陳情一覧表 | | 3 |
| 総務教育常任委員会 | | 5 |
| 福祉生活病院常任委員会 | | 11 |
| 農林水産商工常任委員会 | | 15 |
| 地域づくり県土警察常任委員会 | | 19 |

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 備 考 |
|------------------------|-----|----------------------------------|-----|
| 総 4年-3 (R4.01.21) | 総 务 | 「とっとり電子申請サービス」の対象項目と、電子申請の活用について | 5頁 |
| 総 4年-6 (R4.02.16) | 総 务 | 公文書作成と文書管理規程等関係規程の遵守について | 7頁 |
| 総 4年-8 (R4.02.21) | 総 务 | 鳥取県におけるパートナーシップ制度の制定について | 9頁 |
| 総 4年-9 (R4.02.21) | 総 务 | 憲法第24条第1項の解釈を明確にするための意見書の提出について | 10頁 |

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

| | | | |
|-------------------------|---------|-------------------------|-----|
| 福 4年-1 (R4.01.17) | 子育て・人財 | 鳥取県高校生等通学費助成制度について | 11頁 |
| 福 4年-10 (R4.02.21) | 福 祉 保 健 | 国立病院の機能強化を求める意見書の提出について | 13頁 |

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

| | | | |
|------------------------|---------|--|-----|
| 農 4年-2 (R4.01.19) | 商 工 労 働 | ゆうちょ銀行業務におけるユニバーサルサービスと利用者の利便性の維持に係る意見書の提出について | 15頁 |
| 農 4年-5 (R4.02.16) | 商 工 労 働 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について | 17頁 |

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 備 考 |
|------------------------|---------|------------------------------------|-----|
| 地 4年-4 (R4.02.16) | 危 機 管 理 | 島根原子力発電所 2号機の早期再稼働の了解について | 19頁 |
| 地 4年-7 (R4.02.21) | 危 機 管 理 | 原発災害時の屋内退避中の支援体制に関する住民への具体的な説明について | 21頁 |

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|--------------------|-----|----------------------------------|------|
| 4年-3 (R4.01.21) | 総 务 | 「とっとり電子申請サービス」の対象項目と、電子申請の活用について | |

▶陳情事項

鳥取県議会から鳥取県執行部に対し、「とっとり電子申請サービス」の対象項目に行政不服審査請求書の提出を追加することや、電子申請の推進を求めること。

▶陳情理由

陳情者は、鳥取県に、行政不服審査法に基づく審査請求書を電子メールで提出しようとしたところ、それが適法ではない（行政不服審査法19条の審査請求「書」は紙を指し、電子メール申請はできない）旨の説明を受け、電子メールでPDF提出をした書類の郵送での再送信を求められしたことから、鳥取県総務部政策法務課に、鳥取県としての見解、電子メール提出の適法性を照会したところである。

すると、担当課から電話をいただき、鳥取県としては、行政不服審査法19条は「紙」を指し、電子署名を行ったものは例外であるが、認めない旨の答弁をいただいた。

一方、審査請求書は、そもそも押印手続の廃止で、押印は必要なく、本人確認も必要なく、PDFが到達してしまえば、結局審査請求の内容と意思は、電子メールでも郵送でも同様に伝わる。そもそも判子がないので、一緒である。

電子署名とはそもそも、押印の代わりをするためにあるものである。

そこで、陳情者は、東京都では、審査請求書の電子申請ができるなど引き合いに出し、鳥取県でも簡易な方法で審査請求ができるよう、今後、「とっとり電子申請サービス」などで電子申請を可能にするようにしてほしいと要望し、鳥取県当局の意向を尋ねた。

すると、鳥取県当局は、「現状、やるつもりがない」旨いわれ、その理由を尋ねたところ、「原則が紙で、電子は例外だから」といわれた。ただ、その例外を使ってほかの自治体が導入している。

「今、こうだから」「原則だから」は、導入しないことの説得力ある説明にはなっていないと感じる。

県民への誓いには、次の二節がある。

「前例にとらわれず、業務改善と県民生活向上を進めます。」

ほかの自治体は導入しているが、鳥取県が導入しない具体的な理由を教えてほしい旨（たとえば、予算など、どんな障壁があるのか）尋ねると、「もうお話しすることはない」旨いわれ、説明を終了された。導入に莫大な予算がかかるわけではない。

本来、国の審査請求制度が、自治体によって、取り扱いが異なるのもおかしなことで、住んでいる場所によって、電子メールやオンラインでの提出の可否が異なるのもおかしいと思う。

なお、この審査請求に限らず、住民の利便性の向上に資するため、オンラインで申請できるものはオンラインで申請できるよう、制度が改善

されればと思う。

については、この旨、鳥取県執行部に対し、鳥取県議会として導入の検討を求めていただきたく、陳情するものである。

►提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|--------------------|-----|--------------------------|------|
| 4年-6 (R4.02.16) | 総 务 | 公文書作成と文書管理規程等関係規程の遵守について | |

▶陳情事項

鳥取県議会から鳥取県執行部に対し、公文書作成に際して、決裁プロセスをきちんと残すことなど、文書管理規程などの関係規程を遵守することを求めること。

▶陳情理由

陳情者は、先の令和3年11月定例会に陳情を提出し、その際に執行部が議会に提出した「現状と県の取組状況」ほか、執行部が議会への説明のために作成した資料がどのような課内協議により作成されたのかを知るため、公文書開示請求をした。

ところが、そこで開示された資料は、現状と県の取組状況の、議会に提出されたのと一緒にもの（清書版）が開示された。

これでは、決裁のプロセスがわからないので、その開示を求めたところ、当初当局は、この作成にあたり、「口頭で決裁したので、決裁プロセスは残していない」と説明していた。

しかし、鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年3月30日訓令第2号、以下、単に「文書管理規程」という。）は、第12条で「決裁は、起案文書を回議することによって受ける」旨を定め、また、第15条では「起案文書の決裁は、電子決裁等システムを利用して、当該起案文書に決裁に係る登録をして行う」旨定められている。

実際、これまで、当該「現状と県の取組状況」が、きちんとした決裁プロセスがなされて（伺い文書があり、訂正や協議の痕跡も見えるもので）開示された部署は、ほかに存在した。経験上、文書管理がしっかりとしている所属は本当にしっかりとしていて、開示文書を見ただけで、起案から決裁まで文書の流れが手に取るようにわかるもので、「この部署は、しっかりとしているな。文書作成や管理に関して、課長さんがしっかりといるのかな」と、閲覧しながら感心した記憶がある（たしか、これは、むかし医療政策課に開示請求したことがあり、そのときだったと思う。）。

今回、「現状と県の取組状況」を作った担当課（県民参画協同課）は、「現状と県の取組状況」は当課課長が作成したため、決裁プロセスを示す文書は存在しない。」旨説明している。

しかし、このような議会に提出する重要な「取組状況」を示す資料を、実務者たる県民の声担当（ライン）を飛び越えて、課長がひとりで作成するなどという弁明は、明らかに不自然であると断言せざるをえない。

通常は、一般に、ラインの主事ないし係長（ないし課長補佐）が起案をし、ラインや所属内の修正のプロセスを経て、課長が決裁して施行がされるものであり、すべてを飛び越えてひとりで課長が作り、それ以外が確認せずに施行するなどありえない。百歩譲って、仮に課長が起案したとする。しかし、それは、課内でのダブルチェックがされるべきで、その確認や修正がなされたなら、そのプロセスが残らないと、公務員の執務の一体性とはなんであろうか。チームワークで動く、組織とはなんであろうか。

そもそも、当初担当課は「決裁プロセスは口頭で決裁したので残されていない」などと説明していたが、この説明は、文書作成者と決裁者が異なることを前提としたものであり、その後説明した「課長が作って課長がひとりで決裁した。だから決裁や協議のプロセスは残されていない」とする説明と矛盾するのである。

以上の次第であって、鳥取県当局に対し、鳥取県議会から、公文書作成に際して、決裁プロセスをきちんと残すことなど、文書管理規程などの関係規程を遵守することを求めるようお願いする。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|--------------------|-----|--------------------------|------|
| 4年-8 (R4.02.21) | 総 务 | 鳥取県におけるパートナーシップ制度の制定について | |

▶陳情事項
鳥取県においてパートナーシップ制度又は同等の条例、制度をつくること。

▶陳情理由

現在、日本では同性婚が制度化されておらず、国民全員が自分の生まれ育った国で愛する人と結婚できない、ということが生じている。

また鳥取においてもパートナーシップ制度や同等の制度、条例が存在していない。パートナーシップ制度、もしくはそれに同等の条例が鳥取県でも制定されれば、県民がより住みやすく、そして他県の方も移住しやすい環境になると考えられる。

また、パートナーシップ制度等マイノリティに関する制度を利用することで、自身がマイノリティだということが露見してしまうという課題については、既にパートナーシップ制度を実施している自治体の課題対応を参考にすることが有効と考えている。

県民だけでなく、他県の方も、好きな地域で好きな人と過ごせるように制度の実施をお願いする。

▶提 出 者

長谷川 紅華 (境港市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|--------------------|-----|---------------------------------|------|
| 4年-9 (R4.02.21) | 総 务 | 憲法第24条第1項の解釈を明確にするための意見書の提出について | |

▶陳情事項
鳥取県議会から国に対し、憲法第24条第1項の規定に用いられている「両性」という言葉の解釈を明確にするための意見書を提出すること。

▶陳情理由

憲法第24条の解釈についてである。

陳情者が調べてみたところ、憲法第24条第1項「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」に対して、衆議院は「『婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立』すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻（以下「同性婚」という。）の成立を認めるることは想定されていない。」（衆議院ウェブサイトより抜粋）としている。また、「同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するもの」（衆議院ウェブサイトより抜粋）としている。

しかし、これは平成30年度のものであり、この5年間、国会の同性婚に関する回答は「慎重に検討する」以上に進んでいる様子は見られない。この5年間にオーストリア、エクアドル、台湾、コスタリカ、チリ、イスラエルの6か国が同性婚を認めていることから考えると日本政府の対応は明らかに遅いと考える。加えて、憲法第14条第1項には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあり、異性カップルと同性カップルを差別するのは明らかにこれに反している。

同性婚の実施には憲法第24条第1項の解釈が非常に重要になり、この憲法が同性婚を想定していないものである前提の上で、結局、憲法第24条第1項の規定が同性婚を認めているのか、いないのかということを明確にするだけでも、性的マイノリティに対する考え方や同性婚の実施に大きな前進となる。

よって、国に憲法第24条第1項の解釈を明確化する希望を出してもらいたい。

▶提 出 者

長谷川 紅華（境港市）

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|---|--------|--------------------|------|
| 4年-1 (R4.01.17) | 子育て・人財 | 鳥取県高校生等通学費助成制度について | |
| ▶陳情事項 | | | |
| 鳥取県議会から鳥取県執行部に対し、鳥取県高校生等通学費助成制度の対象について、公共交通利用生徒・家庭に対するアンケートを実施するなど利用実態・意向を把握した上で自己負担額の低減など制度の拡充の有無・是非の検討を行うよう求める。 | | | |

▶陳情理由

鳥取県は、令和2年4月から、県と市町村による共同事業として、高校生の通学費をサポートする制度を始めた。

本事業は、就学期の子どもを抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないよう支援するとともに、県内市町村における定住の維持及び移住の促進、並びに公共交通機関の維持に資することを目的とするものである（実施要綱第1条）とされる。

また、その対象は、鳥取県内の市町村に住所を有する者が、公共交通機関の通学定期券を利用して県内の高等学校等へ通学している場合で、月額7,000円を超える通学費（特急料金除く）を負担している場合に、その超えた部分を助成されるものである。

子どもたちの学習権の保障のための、本制度の創設については、敬意と賛意を表するものである。

なお、この制度に関しては、これまで倉吉市が、「定員割れが続く中部の学校を守る」ためとして、県内の自治体で唯一、原則助成を中部の高校等に通学する場合に限っていたが、東部・西部など、圏域を県内全域に拡大するよう求める市民の要望を受け、先の倉吉市議会12月定例会で、その対象を拡充する旨議決がなされたところである。

陳情者は、この制度に関して議論する中で、さまざまな人の声を聞いた。

その中で特筆すべきは、「仮に通学費助成を受けても、自己負担となる月額7,000円は高く、大きな負担となる」というものだった。

たしかに、年額換算すれば、最大84,000円は自己負担の必要が生じ、人々、学校生活では授業料や部活費用、修学旅行費など、たくさんの負担があることを思えば、大きな負担になるはずである。また、そもそも、月額7,000円の交通費がかからない家庭は、一切助成の対象にならない。

たとえば、JRで倉吉から米子方面に向かう場合、6ヶ月定期で検討すると、倉吉駅から東山公園駅まで61,420円、同米子駅まで62,340円がその通学定期代になっており、このうち42,000円(7,000円×6月)が自己負担であることを考えると、補助・支給金額は、東山公園駅までの場合で6ヶ月19,420円（経費に対する助成割合31.6%、1月換算だと3,230円ほど）、米子駅までで20,340円（経費に対する助成割合32.6%、同3,390円）となっている。

また、JRで、倉吉駅から中部圏域では一番遠い由良駅に向かう場合、1ヶ月定期で4,350円、6ヶ月定期で23,520円と、そもそも対象にならないことがわかる。

参考までに、鳥取県職員の通勤手当についてみてみると、自家用車通勤の場合、自動車等の使用距離が片道4キロメートル未満である職員(1,600円)から支給され、その限度額は50,100円、加えて駐車料金の一部も支給される。また、公共交通使用者の場合、その限度額は55,000円となっており、特急料金の一部も加算されるようである。

経済的負担の大きい就学期の児童・生徒が、収入の多寡は関係なく、等しく希望する学びを受けられるようにするために、通学費の補助は、きわめて重要である。

市町村によっては県の制度に上乗せし、月額7,000円以下の通学費についても助成する制度を持っているところもあるようであるが、たとえば公共交通機関を利用して学校に通学する生徒のいる家庭にアンケートを実施するなど、県として、利用実態の把握をした上で、自己負担額の低減など、制度の拡充の是非について検討を進めてほしい。

►提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

文書表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所管 | 件名 | 議決結果 |
|---------------------|------|-------------------------|------|
| 4年-10 (R4.02.21) | 福祉保健 | 国立病院の機能強化を求める意見書の提出について | |

▶陳情事項

- 鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目について、意見書を提出すること。
- 1 コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、次のとおり国立病院を機能強化すること。
 - (1) 国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等の医療機器の整備をすすめること。
 - (2) 「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
 - 2 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ、全ての職員を増員すること。
 - 3 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

▶陳情理由

国立病院・国立高度専門医療研究センター（以下、「国立病院」という。）では、がん・救急医療等の地域医療、筋ジストロフィー・重症心身障害等の政策医療などとあわせて、新興感染症や大規模災害等の危機管理に際して求められる医療などを提供し、地域医療を守る役割を担っている。

昨今の新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大は国民の生命と生活に深刻な影響をもたらした。新型コロナに感染しても、受け入れる病院・病床、スタッフの不足等の医療体制のひっ迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、入院できぬまま亡くなるという痛ましい事例も相次いでいる。まさに「医療崩壊」の危機に直面する事態となったのである。

さらに、コロナ禍において、受診や入院が激減し、多くの医療機関において経営が圧迫され、危機的状況に陥っている。医療従事者の心身の疲弊も深刻化し、使命感だけで働き続けることは困難となりつつある。

陳情者は、新型コロナによる未曾有の医療危機に直面し、全ての国民のいのちと生活を守るために、平時からの国立病院の機能強化は必不可少と考える。

しかし、国立病院の診療事業に対する国からの補助金（運営費交付金）は、現在はまったく支出されていない。そのため、採算のとれない結核病床等は大きく削減され、医師、看護師などの医療スタッフも、ギリギリの人数しか配置されておらず、新型コロナ対応においても、看護師の応援体制や派遣が必要となった。このような状況では、患者・国民のいのちがさらなる危険にさらされることも否めない。

「医療崩壊」を防ぎ、国民のいのちを守るための危機管理は国の重要な責務である。新興・再興感染症の拡大、大規模災害等の緊急事態が発生した場合でも国民と地域医療を守る万全の体制をとるため、今こそ国立病院の機能を強化させる時である。

►提出者

全日本国立医療労働組合鳥取地区協議会 議長 渡辺 和志

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|--------------------|---------|--|------|
| 4年-2 (R4.01.19) | 商 工 労 働 | ゆうちょ銀行業務におけるユニバーサルサービスと利用者の利便性の維持に係る意見書の提出について | |

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、ゆうちょ銀行の貯金事業におけるユニバーサルサービス、国民・利用者の利便性の維持を徹底すべきことについての意見書を提出すること。

▶陳情理由

ゆうちょ銀行は2022年1月17日から、現金を扱う取引手数料の値上げやATM手数料の新設などをすると発表した。

たとえば、(1)窓口やATMでの払込みサービスを現金で利用するときにかかる手数料の新設、(2)窓口における硬貨取り扱い手数料の新設、(3)ATMでの硬貨預払料金の新設などである。

いま、銀行をめぐっては、銀行間の競争の加速、長期緩和政策による収益構造の変化、たとえば顧客の通帳を維持するだけでも、印紙税法によって印紙代がかかるなど、経営が大変な側面はある。

また、振り込み手数料の引き下げなど、顧客への還元が行われているのも事実で、銀行の維持のため、どこかに収益源を求めなければならぬことは、理解を示すものである。

しかし、なかでも目を引くのは、ATM硬貨預払料金の新設で、ゆうちょ銀行のATMで硬貨を含む貯金の預け入れ・戻しのとき手数料がかかり、その金額は、預け入れの場合1～25枚110円、26～50枚の場合220円、51～100枚の場合330円などと、1枚から手数料がかかるようになっている。また、引き出しの場合、1枚以上110円となっている。

極端な話、たとえばATMに、小さな子どもが豚の貯金箱に入れた5円玉24枚を預けた場合、120～110で10円しか入金がされず、1万円と1円玉30枚を預けた場合、10,030～220で9,810円と、硬貨を預けなかった場合と比べてマイナスになる。硬貨は政府発行のものだが、硬貨が軽視されており、利便性の低下ははなはだしい。

また、たとえばATMで新聞購読料の2,260円を引き出す際にも、硬貨を1枚でも伴うので、手数料を生ずることになる。

思えば、いわゆる郵政民営化法案で、かつての日本郵政公社は解散し、いわゆる郵便局取り扱い業務は、持ち株会社の日本郵政株式会社と、その傘下にある郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険に移管された。そして、日本郵政HDとゆうちょ銀行、かんぽ生命は、東証に上場した。

改正郵政民営化法には、その第2条で次のような一節がある。

「郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化

を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。」

また、同法第7条の2では、

「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に發揮されるようにするものとする。」とされている。

日本政府は日本郵政の経営へ関与する権利を残すため、郵政民営化法で発行済み株式数の3分の1強を保有することになっている。そのため、民営化されてなお、日本郵政の株を、発行済み株式ベースではおおむね5割、議決権ベースでは6割保有している。

また、ゆうちょ銀行は、同社以外に金融機関のない地域も存するなど、民営化後も公共性の高い機関である。

このたびのATM手数料値上げは、たとえば飲食事業者や、寺院、神社の関係者など、入金が不便になるとの声を聞く。

ゆうちょ事業は、民営化後もなお、国民の銀行、住民の銀行として、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する(改正郵政民営化法)ことが必要である。

については、国(衆参議長や総務大臣等)に対し、ゆうちょ銀行の貯金事業におけるユニバーサルサービス・国民・利用者の利便性の維持を徹底すべきことについて、地方自治法第99条により意見書の提出を賜りたい。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|--------------------|---------|--|------|
| 4年-5 (R4.02.16) | 商 工 労 働 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について | |

▶陳情事項
鳥取県議会から国に対し、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

新型コロナウイルスの感染拡大から3年目を迎えており、新たな変異株の猛威により、いまだ終息が見えない状況である。厳しい日本経済に新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけ、中小零細企業を中心に大きな打撃を受けている。また、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用で働く労働者である。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきた。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめた。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がった。コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要がある。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要である。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクで分けられ、地域別最低賃金の2021年の改定ですべてのランクで28円引き上げの目安が出され、各地方での審議の結果、最も高い東京は時給1,041円、本県は821円、最低の県は820円で、相変わらず221円もの格差がある。これでは毎日8時間働いても月12万～15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難である。

地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊している。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考える。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上必要との結果が出されている。

最低賃金を引き上げるために、中小・零細企業支援が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められている。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしている。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれでは、国に対して意見書を提出するよう陳情する。

►提出者

鳥取県労働組合総連合 議長 田中 晓

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|--------------------|------|--------------------------|------|
| 4年-4 (R4.02.16) | 危機管理 | 島根原子力発電所2号機の早期再稼働の了解について | |

▶陳情事項

県民の暮らしを支え、経済活動の基盤である低コストで環境負荷の少ない電力の安定供給のため、運転上の安全性の確保を大前提として、鳥取県は、島根原子力発電所2号機の早期再稼働について了解すること。

▶陳情理由

良質で安価な電気の安定供給は、私たちの日常生活はもとより、すべての企業活動の必要条件である。

特に、製造・加工のものづくり産業の製品製造過程では、大小の機械や、機械類を運転・制御するためのIT機器などの動力として、安定した質の良い電力供給が必須となっている。

また、現在全世界は、地球温暖化を抑制するために、カーボンニュートラルを目指し、太陽光発電や風力発電などの再生エネルギーの導入が拡大している。

再生エネルギーは、その発電量と電力の品質が自然条件に大きく左右され、安定化のため火力発電で補完している状況である。

火力発電の燃料である石炭、石油、LNGは、日本はほぼ全量を輸入しており、その価格は世界の需要により大きく変動し、輸送は国際情勢の変化を直接受けることになる。現在、LNGや原油の値上がりは著しく、深刻な電力不足とエネルギー価格の高騰が危惧されている。

電気料金の高騰は暮らしを直撃するとともに企業の製造原価の上昇に直結し、市場競争力に大きく影響する。

原子力発電は、安全性の確保を大前提に、低炭素で優れた安定供給性と効率性をもつ重要なベースロード電源である。安全性を前提に、電力の安定供給を第一とし、電気料金の高騰抑制、環境対策のため、現実的な対応として原子力発電を含めたエネルギー・ミックスの推進が求められている。

このような中、中国電力が原子力規制委員会に対し申請していた島根原子力発電所2号機が、新規制基準に適合していると認められ、「原子炉設置変更許可」が行われた。

これに伴い、国は、立地自治体である島根県とともに、鳥取県に対しても、「新規制基準に適合すると認められた場合には、再稼働に求められる安全性が確保されていることが確認されたとして、再稼働を進める」という政府方針に理解を求めてきたところである。

については、安全を第一として、カーボンニュートラルの推進と、県民の暮らしを支え経済活動の基盤である電力の安全供給のために、島根原子力発電所2号機の早期再稼働について了承されるよう陳情する。

▶提出者

| | | | | |
|--------------------|-----|----------|----|---------|
| 中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会 | 会長 | 安来商工会議所 | 会頭 | 木口 重樹 |
| // | 副会長 | 米子商工会議所 | 会頭 | 坂口 平兵衛 |
| // | 副会長 | 松江商工会議所 | 会頭 | 田部 長右衛門 |
| // | 副会長 | 境港商工会議所 | 会頭 | 堀田 收 |
| // | 副会長 | 出雲商工会議所 | 会頭 | 三吉 庸善 |
| // | 副会長 | 平田商工会議所 | 会頭 | 大谷 厚郎 |
| // | 副会長 | 安来市商工会 | 会長 | 藤原 敏孝 |
| // | 副会長 | 米子日吉津商工会 | 会長 | 土井 一朗 |
| // | | 大山町商工会 | 会長 | 山根 均 |
| // | | 南部町商工会 | 会長 | 仲田 司朗 |
| // | | 伯耆町商工会 | 会長 | 足尾 賢二 |
| // | | 日南町商工会 | 会長 | 福田 一哉 |
| // | | 日野町商工会 | 会長 | 中西 康夫 |
| // | | 江府町商工会 | 会長 | 川端 雄勇 |
| // | | まつえ北商工会 | 会長 | 槇原 顯 |
| // | | まつえ南商工会 | 会長 | 土江 博美 |
| // | | 東出雲町商工会 | 会長 | 岸本 孝弘 |
| // | | 出雲商工会 | 会長 | 山崎 茂樹 |
| // | | 斐川町商工会 | 会長 | 植田 登志雄 |

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|--------------------|------|------------------------------------|------|
| 4年-7 (R4.02.21) | 危機管理 | 原発災害時の屋内退避中の支援体制に関する住民への具体的な説明について | |

▶陳情事項

鳥取県は、原発災害時の屋内退避の効果的な継続に不可欠な行政による支援体制について、その内容を丁寧に具体的に住民に説明し、周知すること。

▶陳情理由

島根原発から概ね30km圏内の境港市・米子市・鳥取県は、緊急時防護措置を準備する地域（UPZ）として、原子力災害時の避難計画作成を国から義務づけられている。「鳥取県原子力防災ハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）によると、被ばくを予防・低減するため、UPZ圏の住民は初期対応として屋内退避を行い外出できない状態が続く。

屋内退避は、原発事故最初期に、住民の健康と安全を守るための重要な防護措置である。現時点では、屋内退避に関し、住民に3日間の備蓄を呼びかけ、自宅等に留まれない場合に「コンクリート屋内退避施設」を避難先に指定しているが、その他の支援等の詳細は不明である。

そこで、少なくとも以下の点について、住民に具体的な説明が必要と考える。

第一に、UPZ圏内の住民に食料や水の補給・配布をするための支援体制である。屋内退避の期間は事故の進展次第であり想定できない。「ハンドブック」には、「長期にわたる場合には避難に切替を行うことがあります」と記載されているが、切替までの日数は不明であり、避難するまで屋内退避を継続する必要に迫られる。また、断水・停電していても自宅に留まる住民に対し、支援が行き届く体制が必要であるが、不明である。

第二に、複合災害時に、自宅等が断水・停電・建物の倒壊などに見舞われる場合、指定されている「コンクリート屋内退避施設」に移動する正されているが、施設の詳細、また、新型コロナウイルス感染症流行下でも十分な収容人数かどうかは周知されていない。

第三に、屋内退避中の要支援者や家族、高齢者・障がい者等福祉施設への支援体制について、詳細が明らかではない。特に、通所施設を利用している障がい者・高齢者は屋内退避指示時には自宅で過ごすことになるため、同居家族を支援する体制が必要である。在宅の方々やそれぞれの施設を支援する屋内退避計画と、急な体調変化に対応した医療支援体制も必要であるが、詳細は不明である。

第四に、屋内退避指示は30km圏内に留まらず、30km圏外に及ぶことも考えられる。こうした場合の支援体制も、明らかではない。

屋内退避を効果的に、健康を損なわずに継続できるようにするには、行政による具体的な支援が不可欠である。その内容を住民に説明し周知する必要があると考える。

なお、これらの支援は、放射性物質が飛散する高線量下で実施される可能性が高く、支援者側の防護措置も十分配慮すべきと考える。

►提出者

えねみら・とつとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中 幸子

